

基本目標Ⅲ 男女がともに担う地域社会づくり

市の審議会・委員会等への女性の積極的な登用を通じて、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。また、地域活動等への参加促進により、地域においても男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅲ

男女がともに担う地域社会づくり

方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

方針2 地域等における男女共同参画の促進

方針 1

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

●現状と課題●

- 将来にわたって持続可能で多様性に富んだ活力ある経済社会を形成していくためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性の参画を進めていくことが重要です。
- 国の男女共同参画基本計画においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう」との目標設定があります。
- 本市の審議会、委員会等における女性委員の登用状況は25.3%（平成23年4月1日現在）で女性の参画がない審議会、委員会等も少なくありません。
- 男女共同参画社会基本法では、参画において男女間に格差がある場合は、それを改善するために、ポジティブ・アクション^{※1}（積極的改善措置）を実施することが含まれています。
- 本市では、積極的に女性を登用するために女性人材リストを設けていますが、男女共同参画フォーラム時や市のホームページなどで登録者を随時募集しているものの、登録者数は7人（平成23年4月1日現在）でその後は増えず、登用の際に声をかける女性人材にどうしても偏りが生じています。

※ 1ポジティブ・アクション

固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消するための自治体や企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

女性だからという理由だけで女性を「優遇」するものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担などが原因で、女性は男性よりも能力発揮しにくい環境におかれている場合に、こうした状況を是正するための取り組み。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①審議会、委員会等への女性の参画推進
- ②女性の人材の発掘と育成

施策の方向1 審議会、委員会等への女性の参画推進

政策または方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会、委員会等の解消を図ります。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①審議会、委員会への女性の積極的な登用	女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査し、公表します。	男女共同参画啓発事業	企画政策課 (全課)

施策の方向2 女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう、人材の発掘と育成に努めます。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①女性団体への情報提供	女性団体・グループを対象に、情報提供を行い、活動の活性化を図ります。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
②女性人材リストの作成と活用	市内で活躍する女性の人材リストを作成し、審議会、委員会等の委員選定等に活用します。	男女共同参画啓発事業	企画政策課 (全課)

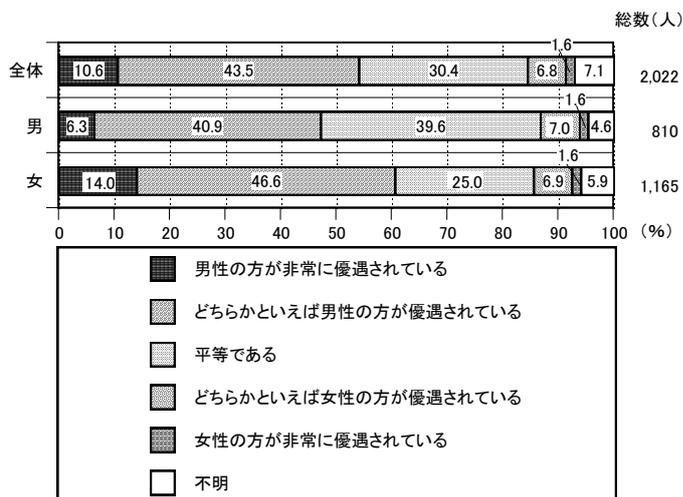
方針 2 地域等における男女共同参画の促進

●現状と課題●

- 男女共同参画社会では、家庭生活や地域社会において男女がともに積極的に参画することが必要です。
- 地域社会の活発化のためには、男女がともに家庭や地域活動に参画できるような取り組みが必要です。

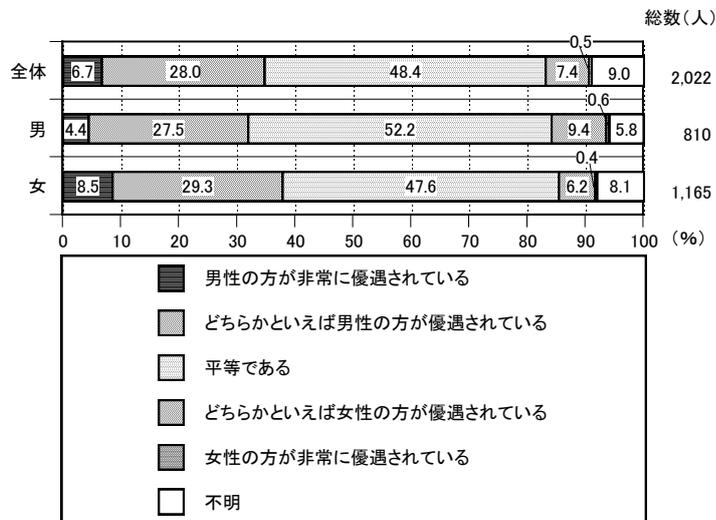
- 意識調査による家庭生活に関する男女平等意識の評価は、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」とする回答が44%と最も高く、「男性の方が非常に優遇されている」の11%と合わせて男性優遇評価が半数を超えています（図7参照）。
- 地域活動においては、男女双方の力が必要不可欠であることから女性の視点も積極的に取り入れていくことが重要であり、そのためには、地域における指導的役割を果たす女性の人材育成が必要です。
- 意識調査による地域活動に関する男女平等意識の評価では、平等と評価する意識が48%と約半数を占めていますが、男性優遇と評価する意識も35%と高くなっています。（図8参照）
- 意識調査によるしきたりや習慣に関する男女平等意識の評価においては、平等と評価する意識が28%とかなり低く、男性優遇評価意識が60%とかなり高い割合を示しています。まだまだ一般地域社会では、しきたりや習慣面での男女平等はほど遠い状況と言えます（図9参照）。
- 男女がともに学ぶ場として、クラブ・サークル活動があります。様々なクラブ・サークル活動の情報を市広報やホームページで周知し、さらに活動の支援（社会教育施設使用料の減免など）を行い、男女がともに地域でクラブ・サークル活動に参加できるよう促進しています。
- 本市では、にこにこ子育て支援事業の子育て相談チームや子育て応援隊の実務者会を開催し、専門的知識や市民活動団体が専門的立場からの支援、情報交換、意見交換を行い、地域における積極的な男女共同参画を推進しています。このことにより、各専門職や市民活動団体の専門的立場からの支援、情報交換、意見交換の場を提供でき、各団体間のネットワークが形成されはじめています。また、防災分野における、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災計画等に男女共同参画の視点や、高齢者・外国人等の視点が反映されるよう働きかける必要があります。

図7 性別「家庭生活に関する男女平等意識評価」



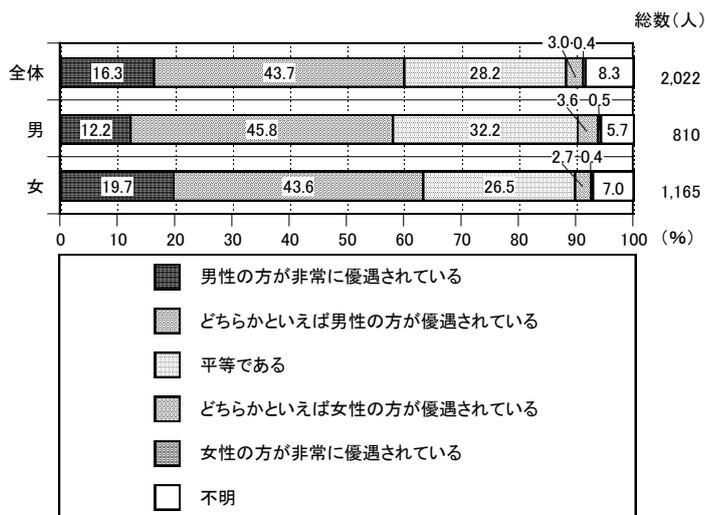
資料：平成22年海津市のまちづくりに関する市民意識調査

図8 「地域活動に関する男女平等意識評価」



資料：平成22年海津市のまちづくりに関する市民意識調査

図9 性別「しきたりや習慣に関する男女平等意識評価」



資料：平成22年海津市のまちづくりに関する市民意識調査

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①地域活動等への参画促進
- ②団体・グループ間の交流促進

施策の方向 1 地域活動等への参画促進

男女がともに、よりよい家庭・地域づくりについて考え行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩であり、さまざまな活動に参画できるよう支援します。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①地域活動等への参加の啓発	男女がともに様々な地域活動へ参加できるよう、啓発活動を推進します。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
		家庭教育支援事業	生涯学習課
②市民リーダーの育成	まちづくり講座の開催等を行い、地域活動、まちづくり活動の指導的な立場の人材の育成を行います。	まちづくり委員会事業	企画政策課
③家庭生活における男女共同参画の啓発	男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう、啓発活動を推進します。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
④地域活動での男女共同参画の意識啓発	自治会やPTA活動などにおいて、意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発するとともに、性別にとられない役割分担を推進します。	自治振興事業	企画政策課
		小学校10校運営事業	学校教育課
		中学校4校運営事業	

施策の方向 2 団体・グループ間の交流促進

地域や市全体がさまざまな分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①市民団体のネットワークづくりの支援	地域における様々な団体・グループの情報交換やネットワークの形成を推進します。	NPO活動推進事業	企画政策課
		家庭教育支援事業	生涯学習課
②ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供	ボランティア活動など、市民活動の促進に関する情報提供を行います。	NPO活動推進事業	企画政策課